

## < 監察課によるいじめ対応状況 >

### 監察課に直接、通報・相談があった事例

#### (事案1) チラシによる相談

被害者Aが校外でクラスメイトと遊んでいたところ、加害者Bが入ってきて遊びの邪魔をされたり、身体的接触を伴う被害を受けた。

⇒ 【対応】

監察課職員が被害者Aやその保護者、加害者B及び学校に調査を行い、加害者Bに接触し指導した。

その後は、学校での指導・見守りをする教育的アプローチで見守り、監察課による被害者の安全を確認している。

#### (事案2) フリーダイヤルによる相談

被害者A宅付近にAについての落書きがあった。

Aの保護者は、以前からAとトラブルのあった加害者Bが行ったものと考えていたが、クラスメイトたちに聞いても加害者が特定されることはなかった。

⇒ 【対応】

監察課から学校へ情報提供し、学校で話合いの場を持ったところ、加害者Bが行為を認めた。被害者AがBへ悪口を言うことが原因であり、Bが謝罪をするとともに、Aからも謝罪した。

教育的アプローチで見守るとともに、監察課による被害者の安全を確認している。